

知的財産制度の一層の普及を目指して

副会長 杉本 ゆみ子

1. 正副会長会の日常

正副会長会の会議は、原則として毎週火曜日に開催されます。火曜日に全体として支障のある場合は同一の週の別の日に開催されますので、一週間のうちに一度も開催されないことはありません。本年度は定例の正副会長会他に臨時の会議も土曜日に開催することにしました。正副会長会が、日本弁理士会の抱えている問題について共通の認識をもち、協力して解決に向けて対応策を講じていくには、定例の事務処理のための会議だけでは時間的に無理があるためです。

定例会議は朝 10 時から始まり、夕方の 5 時を目途に終了することになっていますが、5 時に終了できることは皆無の状況です。他団体等との会合にはそれぞれの担当の副会長が出席していますが、役割分担しつつも、「大変忙しい」を実感しています。

日本弁理士会が大きく活動していることの反証かもしれませんが、正副会長始め他の役員の役目を見直し、全体としての役員制度の改善を図ることを痛感しています。正副会長も係る会合日程は、JPAA ジャーナルに掲載されていますので、ご覧下さい。

2. 知的財産の普及と支援活動

(1) ご承知の通り、「知的財産推進計画の見直し」が進められています。多くの弁理士は知的財産の国民的活用のための縁の下での力持ちの役割を担って今日まで鋭意努力してきていますが、「弁理士」の存在が一般的に知られるには、まだ充分ではないように見受けられるのが現状です。「知的財産推進計画の見直し」においても弁理士の活動の場を考慮した対応策を策定されることを希っています。

(2) 知的財産の国民的昂揚のために、日本弁理士会は、対外的に多くの支援活動を行っています。この支援活動は、主として「知的財産支援センター」が行っていますが、知的財産に対する知識の普及と知的財産権の取得・活用に関する支援として、年々成果をあげてきています。大学への講師の派遣、小中学校でのテスト授業、特許エンターテイメントセミナー等を通じ、知識の普及を図り、また島根県支援事業・高知県支援事業等を通じ、国民的知財政策の施策に貢献してきています。これらの活動は、「知的財産支援センター年報」に詳しく報告されていますので、会員のみなさまにおかれては、是非ご一読下さい。また「支援センターだより」も月 1 回程度のペースで発行されています。セミナーの開催予定等も掲載されていますので、クライアントの方々への紹介にもご利用下さい。広報センターや、パテント編集委員会ともタイアップして活動をアピールするよう努めています。

3. 会活動の横断的連携を強化

本年度の正副会長会は、常議員会、各センター、研修所、各委員会等ができるだけ横の連絡をとりながら職務を進めていくことを目指しています。既に第 1 回の連絡会議を開催しましたが、各機関の審議の進捗状況をみながら、今後も開催することを予定しています。各機関に委嘱された事項についてできるだけ多角的にかつ多くの会員のコンセンサスを得ながら施策を模索し進めていくことを目的としています。

4. 本年度のタウンミーティング

昨年度は、鹿児島と福岡でタウンミーティングが開催されました。このタウンミーティングは、地方の方々へ知的財産に興味と関心を持っていただくために開催されたシンポジウムです。身近な問題として理解しやすいように、ブランドを中心としたものでしたが、地場産業の振興を通じ、地域の活性化に有効であったとして好評でした。特許や意匠、商標に対する関心と共に知財創作の掘り起こしにつながっています。このため、本年度は 9 月頃から 4 回のタウンミーティングを予定しています。北海道、東北、北陸、中国地方を予定していますが、開催場所・開催日等、決まりましたらお知らせしますので、会員の方々のご協力をお願い申し上げます。

タウンミーティングは、支援センター、広報センター、地区部会、その他の関連委員会の協力を得て計画いたしますので関係者のご協力を誌上を借りてお願い申し上げます。

5. 弁理士過疎地対策にご協力を！

「弁理士 0 県」は、今やなくなりました。しかし、「1 名」しかいないので不便であるという声が多く寄せられています。1 つの製品が消費者に好まれ、企業としての実績の上昇につながるには、技術(特許)のよさだけでなく外観の良さ(意匠)、ネーミングの良さ(商標)も重要となります。これらを総合的に判断できる「士業」が「弁理士業」です。弁理士の活躍の場は、都市ばかりでなく、地方にも充分にありますので、知財の掘り起こしと活用のために、出身地への U ターンあるいは支所の開設も視野に入れてご協力をお願い申し上げます。